

P E T 検診助成給付金事務手続要領

P E T 検診助成給付金実施要領に基づく事務手続きは次による。

1. 助成金の申請

P E T 検診助成給付金の給付申請は、別紙「P E T 検診助成給付金申請書（様式 9 号）」に必要事項を記入押印の上、領収書の写しまたは振込通知書の写しを添付し、共助会に提出する。

2. 申請期間

申請書の提出期間は、令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 4 月 5 日までとする。

3. 助成対象者

共助会会員本人の受診分を対象とする。（令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの間に、白河厚生総合病院で PET 検診を受診した会員）

ただし、過去 2 事業年度以内（令和 1 年度から令和 2 年度まで）に PET 検診助成給付金を受けたことのある会員は給付対象外とする。

4. 決 定

毎月 5 日を締切日とし、申請書が共助会に提出された場合は、所定の書類審査の上、助成金額を決定し「共助会給付明細リスト」により通知する。

ただし、電子帳票を利用している団体は、電子帳票により通知する。

5. 送 金

決定となった助成金は、毎月 25 日に個人口座に送金する。

ただし、給付金の振込先を団体口座としている団体については、事業主の預金口座へ送金する。

25 日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。

6. その他

この事務手続きは、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。